

オンラインコンテンツ可搬性規則(EU) 2017/1128

[参考訳]

2018年5月23日
明治大学法学部教授
夏井 高人

Regulation (EU) 2017/1128 of the European Parliament and of the Council of 14 June 2017 on cross-border portability of online content services in the internal market (OJ L 168, 30.6.2017, p.1-11) のテキスト(英語版)に基づき、和訳を試みた。そのテキストは、下記の Eur-lex の Web サイトから入手した。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32017R1128&from=EN>
[2018年5月20日確認]

規則(EU) 2017/1128 は、EU 官報(OJ L 198, 28.7.2017, p.42)により、誤記の訂正が行われている。

規則(EU) 2017/1128 は、前文及び条文で構成されている。この参考訳においては、前記 EU 官報による修正後のテキストに基づき、規則(EU) 2017/1128 の前文及び条文の全文を訳した。

この参考訳においては、原則として直訳とした。直訳のままでは日本語として意味の通らない部分や非常にわかりにくい部分に関しては、やむを得ず意識とした。

この参考訳は、あくまでも規則(EU) 2017/1128 の私的な和訳であり、関連分野の研究者のための参考として提供するものである。確定訳ではなく、現時点における検討結果の一部を示すものであるので、今後、必要に応じて改訂・修正が加えられる可能性がある。誤記等があるときは、随時、法と情報雑誌上においてその正誤を公表する。

この参考訳に訳注はない。脚注は、全て原注である。

規則(EU) 2017/1128 は、特定の構成国内(A 国)においてのみ提供されるオンラインコンテンツサービスの利用者が、当該構成国(A 国)の国境を越えて一時的に別の構成国(B 国)に移動した場合であっても、特段の手続を要することなく、本来の構成国内(A 国内)でそのサービスにアクセスしているものと同視され(第4条参照)、当該オンラインコンテンツのサービスを受けることができるようにするための法令である。そのための法的な手法は、ある行為が特定の構成国(A 国)内においては適法・有効である場合、同じ行為が別の構成国(B 国)内で行われた場合であっても、当該行為が特定の構成国(A 国)内で行われたものとみなすという擬制の手法である。

この場合、当該コンテンツの権利者のためにそのコンテンツの利用に関する地域制限を定める契約の効力それ自体は否定されることがなく、ただ、そのコンテンツの著作権者のような権利者は、本来の

構成国(A国)ではない構成国(B国)からその利用者がそのコンテンツを利用することについて、契約上の制限があることを理由に、予め定められた地域(A国)以外の地域である別の構成国(B国)からの利用を禁止または阻止できないというのにとどまる。その意味で、著作権法との関係において敷衍すると、規則(EU) 2017/1128 によって、私的な利用の範囲内にある著作物の利用等と同様の意味において、一般的な権利制限の項目が1つ加えられたことになる。

規則(EU) 2017/1128 が想定しているような契約に基づく地域単位による著作物の利用規制または利用制限の例は、例えば、DVDのリージョンコード(region code)のようなものにおいて存在するのであるが、規則(EU) 2017/1128 が適用対象とする事項は、オンラインによるコンテンツ配信であり、かつ、それが(サービスプロバイダと著作権者等の権利者との間の契約に基づいた規制または制限を内容として盛り込んでいる)当該プロバイダとそのサービスの利用者との間の契約に基づく規制または制限として点に特色がある。

一般に、著作物であるコンテンツの利用に関する(国内法または契約による)地理的または地域的な規制は、EU域内における人の移動に伴うサービスの利用に対する域内障壁を構築していることになる。

このような規制(特に契約による規制)との関連において、規則(EU) 2017/1128 は、著作物のグローバルな利用と関連する今後の法政策を考える上で、かなり大きな重要性をもつものではないかと思われる。巨視的な観点からすれば、当該著作物の権利者にとって実質的に何らの損失も生じない場合には、その利用者の利便性を優先させ、当該権利者の権利行使を制限するという法政策上の方向性をみてとることも可能かもしれない。特に、EUがデジタル単一市場の技術的な柱として推進するクラウド環境においては、物理的な所在地と仮想的なサーバ所在地との間に直接の関連性がなくなるので、物理的な意味での地理的な制約それ自体の意味が希薄化するという点に留意する必要がある。

それと同時に、サービス利用の可搬性の問題は、契約法上のかなり大きな検討課題を内包し得るものである。これは、公法によって解決可能な問題領域内に属するものであり、契約の効力それ自体を絶対的に修正するものではない。しかし、規則(EU) 2017/1128 は、契約に基づく法的効果の発生を阻止することにより、契約の効力に制限が加えていることになることは否定できない。その結果として、私的自治の原則を基礎とする現在の私法の体系全体との整合性の問題を真剣に考えるべき時期に来ているのではないかと考えられる。そのような検討は、無論、「私的自治の原則が絶対的なものではあり得ない」というような根本問題の検討を含むものである。「観念の過剰」の時代は、既に過去のものとなっている。

ただし、このような現象を「経済法による私法の抑制」と考えるか、そもそも「法律行為一般に最初から通有する属性のようなもの」と理解するかは、それぞれの論者の世界観の相違による。

他方、規則(EU) 2017/1128 に定めるオンラインコンテンツサービスの可搬性(portability)は、GDPRに定める個人データの可搬性と直接の関係をもつものではないが、一般に、法律上の概念としてのサービス及びデータセットの「可搬性」の概念を考える上では参考になり得るのではないかとと思われる。

また、一般に、国境を越えるオンラインコンテンツサービスの移動・変更には、関連プロバイダによる

加入者情報の確認作業等と関連して、個人データの処理が伴う場合が多々あるため、規則(EU) 2017/1128 の中には、個人データの保護に関する特別の条項も含まれている。

規則(EU) 2017/1128 は、個人の識別(本人確認)の方法に関しても参考となり得る。ただし、電子的な手段による識別に関しては、電子識別規則 (EU) No 910/2014 を引用するだけの形式となっている(第5条第1項(a))。電子識別規則 (EU) No 910/2014 は、主として、自然人及び法人の電子署名及び電子認証に関する基本的な法令であり、この分野を研究する者にとって、それを熟読し理解することを避けることが許されない法令の1つとなっている。

個人データ保護指令 95/46/EC は、一般データ保護規則(EU) 2016/679(GDPR)によって、2018年5月25日をもって廃止された。消費者ADR規則2013/11/EUの中にある個人データ保護指令95/46/ECの参照は、一般データ保護規則(EU) 2016/679(GDPR)の参照として読み替えられる。

(この参考訳を作成するに際し考慮した事項)

「linear」は、双方向ではない通信、例えば、テレビ・ラジオの放送局から一方的に送信されてくる電波による通信のようなものを意味する。規則(EU) 2017/1128 においては、「オンデマンド(on-demand)」の反対概念として「linear」が用いられている。

この参考訳においては、「linear」を「一方向」と訳すことにした。

以上のほかは、後掲情報社会指令 2001/29/EC の参考訳の冒頭部分及び後掲視聴覚メディアサービス指令 2010/13/EU の参考訳の冒頭部分で述べたところと同じである。

(訳出済みの関連法令等及び参考文献)

情報社会指令 2001/29/EC の参考訳は、法と情報雑誌2巻11号1～26頁にある。視聴覚メディアサービス指令 2010/13/EU の参考訳は、法と情報雑誌2巻12号24～72頁にある。データベース保護指令 96/9/EC の参考訳・改訂版は、法と情報雑誌2巻12号73～92頁にある。指令(EU) 2017/1564 の参考訳は、法と情報雑誌2巻11号27～41頁にある。規則(EU) 2017/1563 の参考訳は、法と情報雑誌2巻11号42～50頁にある。指令 2009/24/EC の参考訳は、法と情報雑誌2巻11号51～62頁にある。指令 2006/115/EC の参考訳は、法と情報雑誌2巻11号63～76頁にある。指令 2006/116/EC の参考訳は、法と情報雑誌2巻11号77～87頁にある。指令 2011/77/EU の参考訳は、法と情報雑誌2巻11号88～99頁にある。指令 2012/28/EU の参考訳は、法と情報雑誌2巻11号105～120頁にある。

電子商取引指令 2000/31/EC の参考訳は、法と情報雑誌3巻1号110～141頁にある。視聴覚メディアサービス指令 2010/13/EU の参考訳は、法と情報雑誌2巻12号24～72頁にある。金融商品市場規則(EU) No 600/2014 (MiFIR) の参考訳は、法と情報雑誌3巻4号1～79頁にある。金融商品市場指令 2014/65/EU (MiFID II) の参考訳は、法と情報雑誌3巻3号1～175頁にある。決済サービス指令(EU) 2015/2366 の参考訳は、法と情報雑誌3巻2号1～115頁にある。委員会委任規則(EU) 2017/2055 の

参考訳は、法と情報雑誌3巻2号116～139頁にある。電子マネー指令2009/110/ECの参考訳は、法と情報雑誌2巻12号1～23頁にある。電子識別規則(EU)No910/2014の参考訳は、法と情報雑誌2巻10号147～196頁にある。指令(EU)2017/1564の参考訳は、法と情報雑誌2巻11号27～41頁にある。指令2009/24/ECの参考訳は、法と情報雑誌2巻11号51～62頁にある。2006/115/ECの参考訳は、法と情報雑誌2巻11号63～76頁にある。指令2006/116/ECの参考訳は、法と情報雑誌2巻11号77～87頁にある。指令2011/77/EUの参考訳は、法と情報雑誌2巻11号88～90頁にある。指令2012/28/EUの参考訳は、法と情報雑誌2巻11号105～120頁にある。指令(EU)2016/1034の参考訳は、法と情報雑誌3巻3号176～180頁にある。営業秘密指令(EU)2016/943の参考訳は、法と情報雑誌2巻9号489～514頁にある。

一般個人データ保護規則(EU)2016/679(GDPR)の参考訳・再訂版は、法と情報雑誌3巻5号1～114頁にある。欧州連合基本権憲章(2012/C326/02)の参考訳は、法と情報雑誌1巻2号1～33頁にある。規則(EC)No45/2001の参考訳・改訂版は、法と情報雑誌2巻5号111～146頁にある。規則(EC)No45/2001の改正案の参考訳は、法と情報雑誌2巻4号249～354頁にある。指令2002/58/ECの参考訳・改訂版は、法と情報雑誌2巻5号158～187頁にある。指令2002/58/ECの改正案の参考訳は、法と情報雑誌2巻4号195～248頁にある。規則(EU)2016/589の参考訳は、法と情報雑誌3巻5号133～167頁にある。規則(EC)No1049/2001の参考訳は、法と情報雑誌2巻3号102～118頁にある。委員会通知COM(2018)43 finalの参考訳は、法と情報雑誌3巻5号115～132頁にある。委員会通知COM(2017)7 finalの参考訳は、法と情報雑誌2巻12号93～112頁にある。

この参考訳を作成するに際しては、上記各参考訳の冒頭部分に掲記の各文献等のほか、愛知靖之・前田健・金子敏哉・青木大也『知的財産法』(有斐閣、2018)、Evan Elkins, The DVD region code system: Standardizing home video's disjunctive global flows, *International Journal of Cultural Studies*, Vol 19, Issue 2, pp.225–240, 2016を参考にした。

域内市場におけるオンラインコンテンツサービスの 国境を越える可搬性に関する

欧州議会及び理事会の2017年6月14日の規則(EU) 2017/1128

欧州議会及び欧州連合の理事会は、
欧州連合の機能に関する条約、とりわけ、その第114条に鑑み、
欧州委員会からの提案に鑑み、
立法案を構成国の議会に送付した後、
欧州経済社会委員会の意見書に鑑み¹、
地域委員会の意見書に鑑み²、
通常の立法手続に従って審議し³、
以下のとおりであるので、この規則を採択する。

- (1) 消費者に対して、その居住する構成国において適法に提供されるオンラインコンテンツサービスへの欧州連合内におけるシームレスなアクセスは、域内市場の円滑な稼働にとって、そして、人とサービスの支障のない移動の基本原則の効果的な適用にとって、重要である。域内市場は、域内国境のない、就中、人とサービスの支障のない移動に依拠する領域によって構成されるものであるので、音楽、ゲーム、映画、娯楽番組またはスポーツイベントのようなコンテンツへのアクセスを提供する可搬性のあるオンラインコンテンツサービスを、消費者が、その居住する構成国においてのみならず、レジャー、旅行、仕事上の移動、または、学習上のモビリティのような目的のために、別の構成国に一時的に滞在している際においても利用できることを確保する必要性がある。それゆえ、そのような場合においてそのようなオンラインコンテンツサービスへのアクセス及び利用を妨げる障壁は、除去されなければならない。
- (2) ラップトップ、タブレット及びスマートフォンのような可搬性のある機器類の増殖を導いた技術の発展は、消費者の所在地とは無関係に消費者に対してアクセスを提供することにより、オンラインコンテンツサービスの利用の容易さを増加させている。消費者が居住する構成国だけではなく、彼らが別の構成国に一時的に滞在している際においても、コンテンツ及び革新的なオンラインサービスへのアクセスを求める消費者の側からの需要が急激に高まっている。
- (3) 消費者は、オンラインコンテンツサービスの提供を求め、サービスプロバイダとの間で契約上の合意に入る機会を増加させている。しかしながら、その消費者が居住する構成国以外の構成国に一時的に滞在している消費者は、しばしば、その消費者が居住する構成国においてはアクセス及び利用のための権利を適法に獲得していたオンラインコンテンツサービスにアクセスし、利用し続けることができない。

¹ OJ C 264, 20.7.2016, p.86.

² OJ C 240, 1.7.2016, p.72.

³ 欧州議会の2017年5月18日付け意見書(官報未登載)及び理事会の2017年6月8日付け決定

- (4) その消費者が居住する構成国以外の構成国に一時的に滞在している消費者に対するオンラインコンテンツサービスの提供を妨げる多数の障壁が存在する。一定のオンラインコンテンツサービスは、音楽、ゲーム、映画または娯楽作品のような欧州連合法に基づき著作権または関連権によって保護されているコンテンツを含んでいる。現在、オンラインコンテンツサービスの国境を越える可搬性への障壁は、ある部門と別の部門とでは異なっている。この障壁は、視聴覚作品のような著作権または関連権によって保護されるコンテンツの送信に関する権利が、しばしば、地域ベースでライセンスされていることから派生し、並んで、オンラインコンテンツサービスのプロバイダが、特定の市場のみにサービスを提供することを選択することから派生するものである。
- (5) 同様のことは、欧州連合法に基づき著作権または関連権によって保護されていないが、国内法に基づき、または、他の特別な国内立法の効力により、著作権または関連権によって保護され得るものであり、かつ、そのようなイベントの主権者によってもしばしばライセンスされ、あるいは、地域ベースでオンラインコンテンツサービスのプロバイダから提供されるスポーツイベントのようなコンテンツにもあてはまる。放送機関によるそのようなコンテンツの送信は、欧州連合レベルで統合化された関連権によって保護されている。更に、そのようなコンテンツの送信は、しばしば、音楽、動画像列もしくは画像の開始または終了のような著作権によって保護された要素を含んでいる。また、そのようなコンテンツの送信の一定の側面は、特に、社会にとって大きな重要性のある放送番組と関連する送信、及び、公衆にとって高い関心のあるイベントに関する短いニュース報道と関連する送信は、欧州議会及び理事会の指令 2010/13/EU¹によって統合化された。最後に、指令 2010/13/EU の意味における視聴覚サービスは、スポーツイベント、ニュースまたは時事のようなコンテンツへのアクセスを提供するサービスを含んでいる。
- (6) オンラインコンテンツサービスは、消費者に対して提供されるサービスの価値を実質的に減ずることなく、著作権または関連権によって保護されないコンテンツと著作権または関連権によって保護されるコンテンツとが区分けされない 1 つのパッケージの中で取引されるようになってきている。スポーツイベント、または、それ以外の消費者にとって大きな関心のあるイベントのような、プレミアムコンテンツ付きの場合が特にそうである。その消費者が居住する構成国以外の構成国に一時的に滞在している場合において、オンラインコンテンツサービスのプロバイダが、その消費者に対して、そのプロバイダのオンラインコンテンツサービス全部へのアクセスを提供できるようにするため、この規則がそのようなオンラインコンテンツサービスによって利用されるコンテンツにも適用されること、そして、それゆえに、指令 2010/13/EU の意味における視聴覚メディアサービスと放送機関の送信の全体についてこの規則が適用されることは、不可欠なことである。
- (7) 著作権によって保護される作品の権利及び関連権によって保護される対象(「作品及びそれ以外の保護される対象」)は、就中、欧州議会及び理事会の指令 96/6/EC²、指令 2001/29/EC³、指令

¹ 視聴覚メディアサービスの提供に関し、構成国の法律、規則及び行政活動によって定められる一定の条項の統合に関する欧州議会及び理事会の 2010 年 3 月 10 日の指令 2010/13/EU(視聴覚メディアサービス指令)(OJ L 95, 15.4.2010, p.1)

² データベースの法的保護に関する 1996 年 3 月 11 日の欧州議会及び理事会の指令 96/9/EC(OJ L 77, 27.3.1996, p.20)

³ 情報社会における著作権及び関連権の一定の側面の整合性確保に関する 2001 年 5 月 22 日の指令 2001/29/EC(OJ L 167, 22.6.2001, p.10)

2006/115/EC¹及び指令 2009/24/EC²によって整合化された。欧州連合によって締結された著作権及び関連権の分野における国際的な合意の条項、とりわけ、1994年4月15日の世界貿易機関を設立する協定の別紙1Cに添付された知的財産権の貿易関連の側面に関する協定、1996年12月20日のWIPO著作権条約、及び、改正後の1996年12月20日のWIPO実演及び音楽レコード条約は、欧州連合の法秩序の一部を構成している。欧州連合法は、可能な限り、国際法と一貫性のある態様で解釈されなければならない。

- (8) 書籍、視聴覚作品、音楽レコードまたは放送のような作品またはそれ以外の保護された対象を利用するオンラインコンテンツサービスのプロバイダが、関連する地域においてそのようなコンテンツを利用する権利をもつことは、重要なことである。
- (9) オンラインコンテンツサービスのプロバイダによる著作権または関連権によって保護されるコンテンツの送信は、その送信に含まれるコンテンツとの関係において、作者、実演家、制作者または放送機関のような関連権利者の承認を必要とする。このことは、オンラインコンテンツサービスを利用するために消費者がダウンロードを行うことができるようにする目的のためにそのような送信が発生する場合においても、同様に真である。
- (10) 関連する権利に関するライセンスを得ることは、常に可能というわけではなく、とりわけ、コンテンツ内の権利が独占的にライセンスされる場合にはそうである。地域的な独占性が効果的に実施されることを確保するため、オンラインコンテンツサービスのプロバイダは、しばしば、放送機関またはイベント主催者を含め、権利者との間のそのプロバイダの契約の中において、そのプロバイダの加入者が、そのライセンスをもつプロバイダの地域の外からそのサービスにアクセスし、利用することを妨げることを実施している。そのようなプロバイダに課される契約上の制限は、そのプロバイダに対し、関係する領域の外に位置するインターネットプロトコル(IP)からのそのプロバイダのサービスへのアクセスを不許とするような措置を講ずることを要求している。それゆえ、オンラインコンテンツサービスの国境を越える可搬性の障碍の1つは、それらのプロバイダと権利者との間で締結された契約の地域制限条項を反映し、オンラインコンテンツサービスのプロバイダとその加入者との間で締結された契約の中に見出されなければならない。
- (11) 知的財産権を保護するという目的と、欧州連合の機能に関する条約(TFEU)によって保障された基本的な自由との間のバランスをとる際、欧州司法裁判所の判例法が考慮に入れられなければならない。
- (12) それゆえ、この規則の目的は、欧州連合内の著作権及び関連権による高いレベルの保護の保証を害することなく、地域ライセンスのような既存のライセンスモデルを変更することなく、かつ、既存の資金調達の仕事みを害することなく、著作権及び関連権に関する整合化された法的枠組みを調整すること、そして、適法に提供されているオンラインコンテンツサービスの国境を越える可搬性を妨げる障害を除去することによって、その加入者が居住する構成国以外の構成国に一時的に滞在している加入者に対してオンラインコンテンツサービスを提供するための共通のアプローチを定めることでなければならない。この規則は、関係する全ての部門におけるオンラインコ

¹ レンタル権及び貸与権並びに知的財産の分野における著作権と関連する一定の権利に関する欧州議会及び理事会の2006年12月12日の指令2006/115/EC((OJ L 376, 27.12.2006, p.28)

² コンピュータプログラムの法的保護に関する欧州議会及び理事会の2009年4月23日の指令2009/24/EC(OJ L 111, 5.5.2009, p.16)

ンtentサービスの国境を越える可搬性を確保し、そして、消費者に対し、オンラインコンテンツに適法にアクセスする付加的な手段を提供しなければならない。オンラインコンテンツサービスの国境を越える可搬性の概念は、その消費者が居住する構成国以外の構成国内で提供されるオンラインコンテンツサービスへの消費者による国境を越えるアクセスの概念とは区別されなければならない。後者には、この規則の適用がない。

- (13) 税の分野において存在する欧州連合の法律文書に鑑み、この規則の適用範囲から、税の分野を除外する必要がある。それゆえ、この規則は、課税と関連する条項の適用を害してはならない。
- (14) この規則は、居住する構成国を含め、規則の適用のために必要となる幾つかの概念を定義する。居住する構成国は、この規則の目的、及び、欧州連合内における規則の統一的な適用を確保する必要性を考慮に入れて決定されなければならない。この規則に従って居住する構成国を確認したオンラインコンテンツサービスのプロバイダは、この規則の目的のために、確認されたものとしての居住する構成国がその加入者の唯一の居住する構成国であると推定することが認められなければならない。構成国は、そのプロバイダの加入者が別の構成国のオンラインコンテンツサービスの加入者でもあるか否かを確認することを義務付けられてはならない。
- (15) この規則は、プロバイダが、所与の領域において権利者から関連する権利を獲得した後、ストリーミング、ダウンロード、アプリケーションを介して、または、それ以外の、そのコンテンツを利用できるようにする技術により、その加入者に対し、契約ベースで提供するオンラインコンテンツサービスに適用されなければならない。この規則の目的のために、契約という用語は、対価の支払いの有無を問わず、オンラインコンテンツサービスの提供に関するプロバイダの規約及び条件を加入者が承諾する合意を含め、プロバイダ及び加入者の間の全ての合意を包摂するものと判断されなければならない。コンテンツのアラートを受信する登録、または、単にHTMLクッキーを受容することだけでは、この規則の目的のためのオンラインコンテンツサービスの提供に関する契約であると判断してはならない。
- (16) 指令2010/13/EUの意味における視聴覚メディアサービスではないオンラインサービス、及び、単に付随的な態様で、作品もしくはそれ以外の保護された対象、または、放送の送信を使用するオンラインサービスは、この規則の適用を受けるものとしてではない。そのようなサービスは、例えば、そのWebサイトの主たる目的が物品の販売である場合において、バックグラウンドとして使用される画像要素や音楽のような、付随的な態様のみで作品またはそれ以外の保護された対象を使用するWebサイトを含む。
- (17) 加入者の居住する構成国内で可搬性のあるオンラインコンテンツサービスを提供しないオンラインコンテンツサービスのプロバイダに対して国境を越えてそのようにすることを要求することは適切ではないので、この規則は、特定の所在地に限定されることなくその加入者が居住する構成国内でその加入者が効果的にアクセスし、利用できるオンラインコンテンツサービスに対してのみ適用される。
- (18) この規則は、対価の支払いに対して提供されるオンラインコンテンツサービスに適用されなければならない。そのようなサービスのプロバイダは、そのプロバイダの加入者の居住する構成国を確認すべき立場にある。オンラインコンテンツサービスを利用する権利は、その支払いが、そのオンラインコンテンツサービスのプロバイダに対して直接に行われるか、または、電気通信サービスと他のプロバイダによって運営されているオンラインコンテンツサービスを1つのパッケージに

束ねて提供するプロバイダのような別の当事者に対して行われるかを問わず、対価の支払いと交換に獲得されるものと判断しなければならない。この規則の目的のために、公共放送サービスのための義務的な料金の支払いは、オンラインコンテンツサービスのための対価の支払いとして判断してはならない。

- (19) オンラインコンテンツサービスのプロバイダは、そのプロバイダの加入者に対し、この規則に従ってオンラインコンテンツサービスの国境を越える可搬性を提供することに対する追加的な課金に服させてはならない。ただし、加入者が、その居住する構成国以外の構成国内においてオンラインコンテンツサービスにアクセス、それを利用するために、そのようなサービスへのアクセスに使用される電気通信ネットワークの運営者に対する料金の支払いには服するものとされ得る。
- (20) 対価の支払いなく提供されるオンラインコンテンツサービスのプロバイダは、一般に、その加入者の居住する構成国を確認しない。そのようなオンラインコンテンツサービスをこの規則の適用範囲内に含めることは、それらのサービスが配信される方法の大きな変更を含み得るものであり、不適切な費用を含み得るものである。ただし、それらのサービスをこの規則の適用から除外することは、そのプロバイダが、そのプロバイダの居住する構成国を確認できるようにする手段への投資を決定する場合においても、この規則が定め、そして、オンラインコンテンツサービスのプロバイダがそのようなサービスの国境を越える可搬性を提供できるようにする法的な仕組みにとって利益となり得るものではないであろう。従って、対価の支払いなく提供されるオンラインコンテンツサービスのプロバイダは、それらのプロバイダが、そのプロバイダの加入者の居住する構成国の確認に関する要件を遵守することを条件として、この規則の適用範囲内に含まれる選択肢があり得るものとしなければならない。そのようなプロバイダがその選択肢を行使する場合、それらのプロバイダは、対価の支払いに対して提供されるオンラインコンテンツサービスに対してこの規則に基づいて課せられるのと同じ義務を遵守しなければならない。更に、それらのプロバイダは、その加入者、そのオンラインコンテンツサービスのコンテンツの著作権及び関連権の保有者並びにそれ以外の権利の関連保有者に対し、適時な態様で、その選択肢を行使する決定について、情報提供しなければならない。そのような情報提供は、そのプロバイダの Web サイト上において提供され得る。
- (21) オンラインコンテンツサービスの国境を越える可搬性を確保するため、この規則の適用のあるオンラインコンテンツサービスのプロバイダに対し、その加入者の居住する構成国におけるのと同じ態様で、一時的に滞在している構成国内において、その加入者が、そのサービスを利用できるようにすることを要求する必要がある。加入者は、その加入者の居住する構成国において提供されるものと同じ機器類の幅及び数で、同じ範囲及び数の機器類で、同じ数の利用者のために、かつ、同じ範囲の機能性により、同じコンテンツへのアクセスを提供するオンラインコンテンツサービスへのアクセスをもつものとしなければならない。オンラインコンテンツサービスの国境を越える可搬性を提供すべき義務が強制的なものであることが重要であり、それゆえに、その当事者は、その義務を排除し、その義務の例外を設け、または、その義務の効果を変更してはならない。例えば、そのサービスの機能性の制限、または、その配信の品質の制限のような、その加入者の居住する構成国以外の構成国に一時的に対する間に、その加入者が、サービスにアクセスし、それを利用することを妨げ得るようなプロバイダの行為は、オンラインコンテンツサービスの国境を越える可搬性を提供すべき義務を回避するものであり、それゆえ、この規則に反するものと判断

されなければならない。

- (22) その加入者の居住する構成国以外の構成国に一時的に滞在する加入者に対するオンラインコンテンツの配信が、その居住する構成国におけるのと同じ品質のものであるべきであるとの要求は、オンラインコンテンツサービスのプロバイダに対して高い費用負担を帰結することになり、そして、究極的には、その加入者の費用負担を帰結することとなり得る。それゆえ、プロバイダに対し、その加入者が、別の構成国に一時的に滞在中に選択したローカルなオンラインアクセスを介して利用可能な品質を超えるような品質のサービスの配信を確保することを要求することは、この規則にとって適切なことではない。そのような場合、そのプロバイダは、そのサービス配信の品質が低下したとしても、法的責任を負うものとしてはならない。ただし、プロバイダが、別の構成国に一時的に滞在中の加入者に対して一定の品質の配信を保証している場合、そのプロバイダは、その保証に拘束される。プロバイダは、その保有する情報に基づき、その加入者に対し、事前に、その加入者の居住する構成国以外の構成国におけるオンラインコンテンツサービス配信の品質に関する情報、とりわけ、その配信の品質が、その加入者の居住する構成国において適用可能なものとは異なり得ることの情報を提供しなければならない。そのプロバイダは、その加入者の居住する構成国以外の構成国におけるサービス配信の品質に関する情報を積極的に探索すべき義務を負うものとしてはならない。関連情報は、そのプロバイダの Web サイト上で提供され得る。
- (23) この規則の適用のあるオンラインコンテンツサービスのプロバイダが、別の構成国内で関連する権利を獲得することなく、そのプロバイダのサービスの国境を越える可搬性を提供すべき義務を遵守することを確保するため、その加入者が、その加入者の居住する構成国以外の構成国内に一時的に滞在する際、それらのプロバイダが、常に、そのようなサービスをその加入者に対して提供する権利をもつべきことを定める必要がある。このことは、そのようなオンラインコンテンツサービスへのアクセス、及び、その利用の提供が、その加入者の居住する構成国内で起きているものとみなされることを定めることによって達成されなければならない。この法的仕組みは、オンラインコンテンツサービスの国境を越える可搬性を確保する目的のためにのみ、適用されるものとしなければならない。オンラインコンテンツサービスは、居住する構成国内において適法な態様でそのサービス及びコンテンツの両者が提供されるときは、適法に提供されているものと判断されなければならない。この規則、及び、とりわけ、オンラインコンテンツサービスへのアクセス及びその利用の提供が加入者の居住する構成国内において起きているとみなされる法的仕組みは、プロバイダが、加入者に対し、その加入者が一時的に滞在している構成国内のプロバイダによって適法に提供されるコンテンツへの付加的なアクセス及びその利用を提供できるようにすることを妨げない。
- (24) 著作権または関連権のライセンス付与に関し、この規則に定める法的仕組みは、作品及びそれ以外の保護された対象と関連する複製行為、公衆送信行為及び利用可能なものとする行為、並びに、*sui generis* の権利によって保護されたデータベースとの関係における抽出行為または二次利用行為であって、その加入者が、その加入者の居住する構成国以外の構成国内に一時的に滞在している際、加入者に対してそのサービスが提供する場合に起きるものは、その加入者の居住する構成国内において起きるものとみなされなければならないということの意味する。この規則の適用のあるオンラインコンテンツサービスのプロバイダは、それゆえ、そのプロバイダの加入者の居住する構成国に関し、関係する権利者からのそれぞれの承認に基づき、そのような行為を

行うものとみなされなければならない。プロバイダが、関係する権利者からの承認に基づき、そのプロバイダの加入者の居住する構成国において公衆送信行為または複製行為を行う権利をもつ場合、その加入者の居住する構成国以外の構成国内に一時的に滞在している加入者は、そのサービスへアクセスし、それを利用することができ、かつ、必要があるときは、その加入者がその加入者の居住する構成国内において行う権利を与えられているように、ダウンロードのような複製と関連する行為を行うことができるものとしなければならない。その加入者の居住する構成国以外の構成国内に一時的に滞在している加入者に対するプロバイダからのオンラインコンテンツサービスの提供、及び、この規則に従ったその加入者によるそのサービスへのアクセス及びその利用は、そのオンラインコンテンツサービスの提供、そのサービスへのアクセス及びその利用と関連する著作権またはそれ以外の関連する諸権利の侵害行為を構成するものとしてはならない。

- (25) この規則の適用のあるオンラインコンテンツサービスのプロバイダは、加入者が一時的に滞在している構成国において、そのプロバイダの加入者がそのようなサービスを利用できるようにする義務に反する契約条項の違反について、法的責任を負うものとしてはならない。それゆえ、そのようなオンラインコンテンツサービスの国境を越える可搬性を禁止または制限することを意図する契約条項は、実施できないものとしなければならない。プロバイダ、及び、オンラインコンテンツサービスと関連する権利の保有者は、それらの者の間における準拠法として第三国の法律を選択することにより、この規則の適用を回避することが認められるものとしてはならない。同じことは、プロバイダと加入者との間の契約にも適用されなければならない。
- (26) この規則は、加入者が一時的に別の構成国内に滞在する際、その加入者の居住する構成国において彼らが加入したオンラインコンテンツサービスをその加入者が享受できるようにしなければならない。加入者は、彼らが欧州連合の構成国内に居住する者であるときは、オンラインコンテンツサービスの国境を越える可搬性に関する権利を与えられなければならない。それゆえ、この規則は、オンラインコンテンツサービスのプロバイダに対し、そのプロバイダの加入者の構成国を確認するための合理的であり、比例的であり、かつ、効果的な手段を利用できるようにすることを義務付けなければならない。その目的のために、プロバイダは、この規則に列挙する確認手段を使用しなければならない。このことは、この規則の制限内において、確認手段に関するプロバイダと権利者との間の合意を排除するものではない。その列挙の目的は、プロバイダによって使用される確認手段の法的安定性を提供すること、及び、加入者のプライバシーの侵害を限定的なものとするにある。いずれの場合においても、所与の構成国において、そして、所与の種類オンラインコンテンツサービスに関して、特定の確認手段の実効性及び適切性が考慮に入れられなければならない。加入者の居住する構成国が単一の確認手段に基づいて十分な確実性をもって確認され得る場合を除き、プロバイダは、2つの確認手段に依らなければならない。プロバイダが、加入者の居住する構成国に関して合理的な疑いをもつ場合、そのプロバイダは、加入者の居住する構成国の確認を再試できるものとしなければならない。プロバイダは、この規則に基づく加入者の居住する構成国の確認の目的のために収集される個人データの処理に関し、適用可能なデータ保護法令に基づいて要求される技術上及び組織上の必要な措置を実装しなければならない。そのような措置の例は、確認のために使用される手法及び確認の目的に関し、個人に対して透明性のある情報を提供すること、並びに、適切なセキュリティ措置を含む。
- (27) 加入者の居住する構成国を確認するため、オンラインコンテンツサービスのプロバイダは、それ

が可能なときは、課金情報のような、そのプロバイダが保有する情報に依拠しなければならない。この規則の適用の日よりも前に締結された契約に関し、及び、契約の更新に基づいて行われる確認に関し、プロバイダは、プロバイダが既に保有している情報に基づいて決定できない場合に限り、その加入者に対し、加入者の居住する構成国を確認するために必要となる情報の提供を要求することが認められるものとしなければならない。

- (28) この規則に基づいて遂行される IP アドレスの確認は、欧州議会及び理事会の指令 95/46/EC¹ 及び指令 2002/58/EC² に従って行われなければならない。加えて、加入者の居住する構成国の確認の目的のために、必要な事柄は、その加入者の所在地の詳細ではなく、その加入者がそのサービスにアクセスしている構成国である。従って、加入者の所在地の詳細またはそれ以外の個人データは、収集されてはならず、かつ、その目的のために処理されてはならない。プロバイダが、加入者の居住する構成国に関して合理的な疑いを持ち、かつ、居住する構成国を確認するために IP アドレスの確認を行う場合、その加入者が、その居住する構成国の中または外で、そのオンラインコンテンツサービスにアクセスしている、または、それを利用しているかどうかを問わず、そのような確認の目的のみのためであることが定められなければならない。それゆえ、そのような場合、IP アドレスの確認から得られたデータは、バイナリフォーマットにおいてのみ、かつ、適用可能なデータ保護法令を遵守してのみ、収集されるものとしなければならない。そのプロバイダは、そのレベルの詳細さを超過してはならない。
- (29) オンラインコンテンツサービスのコンテンツの著作権、関連権、または、それ以外の権利の保有者は、そのようなコンテンツが、居住する構成国の確認なく、この規則に基づいて提供され、アクセスされ、及び、利用されることを承認するための契約の自由を行使し得るままとしなければならない。このことは、音楽及び電子書籍の部門においては、特に関連し得ることである。各権利者は、オンラインコンテンツサービスのプロバイダとの間で契約に入る際、そのような決定を自由に行い得るものとしなければならない。プロバイダと権利者との間の契約は、そのプロバイダに対して合理的な通知を提供することにより、権利者が、そのような承認を撤回できることを制限してはならない。個々の権利者から与えられた承認は、加入者の居住する構成国を確認すべき義務からそのプロバイダを解放するようなものではない。そのプロバイダによって使用されるコンテンツの著作権、関連権またはそれ以外の権利の全ての保有者が、加入者の居住する構成国の確認なしにそのコンテンツが提供され、アクセスされ、及び、利用されることを承認することを決定した場合においてのみ、確認すべき義務が適用されないことになり、そして、加入者の居住する構成国を決定するために、プロバイダと加入者との間のオンラインコンテンツサービスの提供に関する契約が用いられなければならない。この規則の他の全ての側面は、そのような場合において、そのまま適用される。

¹ 個人データの処理と関連する個人の保護及びそのデータの支障のない移動に関する欧州議会及び理事会の 1995 年 10 月 24 日の指令 95/46/EC (OJ L 281, 23.11.1995, p.31)。指令 95/46/EC は、2018 年 5 月 25 日をもって、個人データの保護と関連する自然人の保護及びそのデータの支障のない移動に関する、並びに、指令 95/46/EC を廃止する欧州議会及び理事会の 2016 年 4 月 27 日の規則 (EU) 2016/679 (一般データ保護規則) (OJ L 119, 4.5.2016, p.1) によって置き換えられ、廃止される。

² 電子通信部門における個人データの処理及びプライバシーの保護に関する欧州議会及び理事会の 2002 年 7 月 12 日の指令 2002/58/EC (プライバシー及び電子通信に関する指令) (OJ L 201, 31.7.2002, p.37)

- (30) この規則は、基本的な権利を尊重し、かつ、欧州連合基本憲章(「憲章」)において認められた基本原則を尊重する。従って、この規則は、それらの権利及び基本原則、とりわけ、私的な生活及び家庭の生活の尊重の権利、個人データの保護の権利、表現の自由の権利、事業活動を営む自由、及び、知的財産権を含め、財産の権利に従って解釈されなければならない。この規則に基づく個人データの処理は、憲章の第7条及び第8条に基づく私的な生活及び家庭の生活の尊重の権利及び個人データの保護の権利を含め、基本的な権利を尊重しなければならない。かつ、そのような処理が指令95/46/EC及び指令2002/58/ECを遵守するものであることが重要である。とりわけ、オンラインコンテンツサービスのプロバイダは、この規則に基づく個人データの処理が、関連する諸目的を達成するために必要であり、合理的であり、かつ、比例的であることを確保しなければならない。居住する構成国の確認の目的のためにこの規則によって収集されたデータは、その確認を完了するために必要な期間を超えて、そのプロバイダによって記録保存されてはならない。その確認が完了したときは、そのデータは、即時かつ不可逆的に、破壊されなければならない。ただし、このことは、当該データの記録保存に関する法令を含め、適用可能なデータ保護法令に従い、別の適法な目的のために収集されたデータの記録保存を妨げるものではない。
- (31) コンテンツをライセンスする契約は、通常、比較的長期間で締結される。その結果として、そして、欧州連合内に居住する全ての消費者が、適時かつ不適切な遅滞なく、同等に、オンラインコンテンツサービスの国境を越える可搬性を享受し得ることを確保するため、この規則は、それらの契約及び権利が、この規則の適用の日の後、オンラインコンテンツサービスの国境を越える可搬性と関連するものであるときは、この規則の適用の日よりも前に締結された契約及びその日の前に獲得された権利に対しても適用されなければならない。プロバイダの契約交渉能力とは無関係に、権利者との間で長期間の契約を締結したプロバイダが、プロバイダの加入者に対して国境を越える可搬性を提供できるようにすることによって、域内市場において業務遂行するこの規則の適用のあるオンラインコンテンツサービスのプロバイダにとっての、とりわけ、SMEにとっての一定を活動の場を確保するためにも、この規則のそのような適用が必要である。更に、この規則のそのような適用は、プロバイダがそのサービスの国境を越える可搬性のために必要な手配をする際、それらのプロバイダが、それらのプロバイダのオンラインコンテンツ全体と関連してそのような可搬性を提供し得るようになることを確保しなければならない。このことは、電気通信サービスとオンラインコンテンツサービスを束ねたパッケージを提供するオンラインコンテンツサービスのプロバイダにも適用されなければならない。最後に、この規則のそのような適用は、プロバイダが、そのプロバイダのサービスの国境を越える可搬性を提供できるようにするため、権利者との間で、彼らの既存のライセンス付与契約の再交渉をする必要がないことを許すものでもなければならない。
- (32) 従って、この規則が、この規則の適用の日よりも前に締結された幾つかの契約及び獲得された権利に適用されることから、権利者及びこの規則の適用のあるオンラインコンテンツサービスのプロバイダが、新たな状況に適応するために必要となる手配を行うことができるようにするため、並びに、プロバイダがそのサービスの利用に関する規約を修正できるようにするため、この規則の発効の日とその適用の日との間に合理的な間隔を置くことも適切なことである。厳格にこの規則の要件を遵守するために行われる電気通信サービスとオンラインコンテンツサービスを束ねたパッケージの中で提供されるオンラインコンテンツサービスの利用規約の変更は、加入者にとって、

電気通信ネットワークとサービスの枠組みを国内法化する国内法に基づき、そのような電気通信サービスの提供のための契約を解除する権利行使の引き金となってはならない。

- (33) この規則は、オンラインコンテンツサービスにおける技術革新を促進することにより競争力を向上させること、及び、消費者をより快適にすることを狙いとす。この規則は、競争に関する法令、とりわけ、TFEUの第101条及び第102条の適用を害してはならない。この規則の中に定める規定は、TFEUに反する態様で競争を制限するために使用してはならない。
- (34) この規則は、欧州議会及び理事会の指令2014/26/EU¹、及び、とりわけ、その第3款の適用を害してはならない。この規則は、著作権及び関連権によって保護されているコンテンツ並びにそれらと連携するサービスへの適法なアクセスを容易にするという目的と一貫している。
- (35) 欧州連合内におけるオンラインコンテンツサービスの国境を越える可搬性を確保するという目的を達成するため、構成国に直接に適用される規則を採択することが適切である。このことは、全構成国を通じて国境を越える可搬性の規定が統一的に適用されること、そして、全てのオンラインコンテンツサービスとの関係においてこれらの規定が同時に発効することを確保するために、必要なことである。欧州連合全域において国境を越える可搬性からの利益の全てを消費者が享受できるようにするために必要な法的安定性の程度は、規則のみが確保する。
- (36) この規則の目的、すなわち、オンラインコンテンツサービスの国境を越える可搬性が欧州連合内において提供されるようにするための法的枠組みの調整は、その規模及び効果のゆえに、構成国によっては十分に達成され得ず、欧州連合のレベルにおいてより良い達成され得るものであるので、欧州連合は、欧州連合条約第5条に定める補完性原則に従い、措置を採択できる。同条に定める比例性の原則に従い、この規則は、その目的を達成するために必要となることを越えることがない。とりわけ、この規則は、権利がライセンスされる方法を実質的に害することがなく、かつ、権利者及びプロバイダに対して契約の再交渉を強めない。更に、この規則は、プロバイダが、加入者の居住する構成国の外におけるオンラインコンテンツサービス配信の品質を確保するための措置を講ずることを要求しない。最後に、この規則は、対価の支払いのないオンラインコンテンツサービスを提供し、かつ、そのサービスの国境を越える可搬性を可能とする選択肢を行使しないプロバイダには適用されない。それゆえ、この規則は、不適切な費用負担を課していない。

¹ 著作権及び関連権の集中管理並びに域内市場におけるオンライン利用のための音楽作品の権利の多国間ライセンス付与に関する欧州議会及び理事会の2014年2月26日の指令2014/26/EU(OJL84, 20.3.2014, p.72)

第1条 対象事項及び適用範囲

1. この規則は、その加入者が居住する構成国において適法に提供される可搬性のあるオンラインコンテンツサービスの加入者が、その居住する構成国以外の構成国に一時的に滞在する際、そのサービスへアクセスし、利用できることを確保することにより、オンラインコンテンツサービスに向けた欧州連合内の共通のアプローチを導入する。
2. この規則は、課税の分野には適用されない。

第2条 定義

この規則の目的のために、以下の定義が適用される:

- (1) 「加入者」とは、対価の支払いの有無を問わず、オンラインコンテンツサービスの提供に関する契約に基づき、その居住する構成国においてそのサービスにアクセスし、それを利用する権利をもつ消費者のことを意味し;
- (2) 「消費者」とは、この規則の適用のある契約において、当該の者の取引、事業、工芸または職業の外にある目的のために行動する自然人のことを意味し;
- (3) 「居住する構成国」とは、第5条に基づいて決定される、加入者が彼または彼女の現実の安定的な居住をもつ構成国のことを意味し;
- (4) 「構成国の一時的な滞在」とは、居住する構成国以外の構成国における短期間だけの所在のことを意味し;
- (5) 「オンラインコンテンツサービス」とは、TFEUの第56条及び第57条に定める、プロバイダが、合意された規約に基づき、オンラインで、そのプロバイダの構成国内の加入者に対して適法に提供するサービスであって、可搬性があり、かつ、以下のいずれかであるものを意味し:
 - (i) 指令2010/13/EUの第1条(a)に定義する視聴覚メディアサービス;または、
 - (ii) 一方またはオンデマンドのいずれの態様であるかを問わず、作品、その他の保護された対象へのアクセス及びその利用の提供、または、放送機関の送信を主たる特徴とするサービス;
- (6) 「可搬性」とは、それによって、加入者が、特定の所在地に限定されることなく、その加入者の居住する構成国内のオンラインコンテンツサービスに実効的にアクセスし、これを利用することができる、オンラインコンテンツサービスの機能を意味する。

第3条 オンラインコンテンツサービスの国境を越える可搬性を可能とすべき義務

1. 対価の支払いに対して提供されるオンラインコンテンツサービスのプロバイダは、構成国に一時的に滞在する加入者が、同じ範囲及び数の機器類で、同じ数の利用者のために、かつ、同じ範囲の機能性により、同じコンテンツへのアクセスを提供することによる場合を含め、その居住する構成国におけるのと同じ態様で、オンラインコンテンツサービスにアクセスし、これを利用することができるようにする。
2. プロバイダは、第1項によるオンラインコンテンツサービスへのアクセス及びその利用に関し、その

加入者に対していかなる追加的な課金も課してはならない。

3. 第1項に定める義務は、そのプロバイダとその加入者との間で、明示で、別異に合意する場合を除き、居住する構成国内において当該サービスを提供する際、そのプロバイダが服するオンラインコンテンツサービスの配信に適用されるいかなる品質要件も拡大してはならない。

プロバイダは、第1項に従ってオンラインコンテンツサービスを提供する際、そのオンラインコンテンツサービスの配信の品質を低減させるためのいかなる行動も執ってはならない。

4. プロバイダは、そのプロバイダが保有する情報に基づき、加入者に対し、第1項に従って提供されるオンラインコンテンツサービスの配信の品質と関係する情報を提供する。その情報は、第1項に従ってオンラインコンテンツサービスを提供する前に、かつ、適切かつ比例的な手段によって、加入者に対して提供される。

第4条 オンラインコンテンツサービスの提供、アクセス及び利用の地域制限

構成国に一時的に滞在する加入者に対するこの規則に基づくオンラインコンテンツサービスの提供、並びに、その加入者による当該サービスへのアクセス及びその利用は、その加入者の居住する構成国内のみにおいて起きているものとみなされる。

第5条 居住する構成国の確認

1. 対価の支払いに対して提供されるオンラインコンテンツサービスの提供に関する契約の締結の際、及び、その契約の更新に基づき、そのプロバイダは、以下の確認手段中のいずれか2を超えないものを使用することにより、加入者の居住する構成国を確認し、かつ、使用される手段が、合理的であり、比例的であり、かつ、効果的であることを確保する：

- (a) 個人識別カード、個人識別の電子的な手段、とりわけ、欧州議会及び理事会の規則(EU) No 910/2014¹に従って通知される電子的な識別子に基づく範囲内にあるもの、または、それら以外の、加入者の居住する構成国を確認する有効な身分証明書；
- (b) 加入者の銀行口座またはクレジットカード番号もしくはデビットカード番号のような、決済方法の細目；
- (c) 加入者に対してサービスを提供するために使用される受信装置、デコーダまたはそれと類似する機器類の設置；
- (d) 公共放送サービスのような、構成国内で提供される別のサービスに対する加入者によるライセンス料金の支払い；
- (e) インターネットサービスまたは電話サービスの提供契約、または、加入者と構成国とを関連付ける類似の契約；
- (f) 関係する情報が公表されている場合、地方選挙区における登録；
- (g) 関係する情報が公表されている場合、地方税の支払い；

¹ 域内市場における電子的なやりとりのための電子識別及び信頼サービスに関する、並びに、指令1999/93/ECを廃止する欧州議会及び理事会の2014年7月23日の規則(EU) No 910/2014(OJ L 257, 28.8.2014, p.73)

- (h) 加入者と構成国とを関連付ける加入者の公共料金;
- (i) 加入者の請求先住所または郵便住所;
- (j) 構成国における加入者の住所を確認する加入者による宣言書;
- (k) 加入者がオンラインコンテンツサービスにアクセスする際に構成国を識別するためのインターネットプロトコル(IP)アドレスの確認。

公衆が利用可能な公式登録簿に(i)の郵便住所が含まれている場合を除き、(i)ないし(k)の確認手段は、(a)ないし(h)の確認手段と組み合わせる場合に限り、使用され得る。

2. オンラインコンテンツサービスの提供に関する契約期間中において、プロバイダが、加入者の居住する構成国に関して合理的な疑いをもつときは、そのプロバイダは、第1項に従い、加入者の居住する構成国の確認を再試できる。ただし、そのような場合、(k)の確認手段は、単独の手段として使用され得る。(k)の確認手段の使用から得られるデータは、バイナリのフォーマットのみによって収集される。

3. プロバイダは、加入者に対し、第1項及び第2項に従って加入者の居住する構成国を決定するために必要となる情報を提供するよう要求する権利をもつ。加入者がその情報を提供せず、かつ、その結果として、そのプロバイダがその加入者が居住する構成国を確認できないときは、そのプロバイダは、この規則に基づき、その加入者が構成国に一時的に滞在する場合において、その加入者がオンラインコンテンツサービスへのアクセスし、または、それを利用できるようにしてはならない。

4. オンラインコンテンツサービスのコンテンツの著作権もしくは関連権の保有者、または、それ以外の権利の保有者は、居住する構成国の確認なく、この規則に基づくそれらのコンテンツの提供、それらのコンテンツへのアクセス、及び、それらのコンテンツの利用を承認できる。その場合、オンラインコンテンツサービスの提供に関するプロバイダと加入者との間の契約は、加入者の居住する構成国を決定するために十分なものとする。

オンラインコンテンツサービスのコンテンツの著作権もしくは関連権の保有者、または、それ以外の権利の保有者は、プロバイダに対して合理的な通知を与えることにより、第1副項による与えられた承認を撤回する権利をもつ。

5. プロバイダと、オンラインコンテンツサービスのコンテンツの著作権もしくは関連権の保有者、または、それ以外の権利の保有者との間の契約は、そのような権利者が、第4項に示す承認を撤回できることを制限してはならない。

第6条 対価の支払いなく提供されるオンラインコンテンツサービスの国境を越える可搬性

1. 対価の支払いなく提供されるオンラインコンテンツサービスのプロバイダは、この規則に従い、その加入者の居住する構成国をそのプロバイダが確認することを条件として、構成国に一時的に滞在するそのプロバイダの加入者がオンラインコンテンツサービスへアクセスし、これを利用できることを決定できる。

2. プロバイダは、その加入者、そのオンラインコンテンツサービスのコンテンツの著作権及び関連権の関連保有者、並びに、それ以外の権利の関連保有者に対し、当該サービスを提供する前に、そのプロバイダが第1項に従ってオンラインコンテンツサービスを提供することの決定について情報提供する。その情報は、適切かつ比例的な手段によって、提供される。

3. この規則は、第1項に従ってオンラインコンテンツサービスを提供するプロバイダに対して適用され

る。

第7条 契約条項

1. オンラインコンテンツサービスプロバイダと、オンラインコンテンツサービスのコンテンツの著作権もしくは関連権の保有者またはそれ以外の権利の保有者との間の契約条項、並びに、そのようなプロバイダとその加入者との間の契約条項を含め、この規則に反する契約条項は、オンラインコンテンツサービスの国境を越える可搬性を禁止し、または、そのような可搬性を一定期間制限する契約条項を含め、実施できないものとする。
2. この規則は、プロバイダと、オンラインコンテンツサービスのコンテンツの著作権もしくは関連権の保有者またはそれ以外の権利の保有者との間で締結された契約、または、そのようなプロバイダとその加入者との間の契約に適用される法律とは無関係に、適用される。

第8条 個人データの保護

1. とりわけ、第5条に基づく加入者が居住する構成国の確認の目的のための場合を含め、この規則の枠組み内において行われる個人データの処理は、指令 95/46/EC 及び指令 2002/58/EC を遵守して行われる。とりわけ、第5条に従った確認手段の利用、及び、この規則に基づく個人データの処理は、その目的を達成するために必要かつ比例的なところに制限される。
2. 第5条により収集されるデータは、加入者が居住する構成国の確認の目的のためにのみ使用される。そのデータは、著作権もしくは関連権の保有者に対し、または、オンラインコンテンツサービスのコンテンツのそれ以外の権利の保有者に対し、または、それら以外の第三者に対し、送付され、移転され、共有され、ライセンスされ、または、その他、送信をされ、もしくは、開示されてはならない。
3. 第5条により収集されるデータは、第5条第1項または第2項による加入者が居住する構成国の確認を完了するために必要な期間を超えて、オンラインコンテンツサービスのプロバイダによって記録保存されてはならない。個々の確認が完了したときは、そのデータは、即時かつ不可逆的に、破壊される。

第9条 既存の契約及び獲得された権利に対する適用

1. この規則は、それらの契約及び権利が、この規則の適用の日後、第3条及び第6条に従い、オンラインコンテンツサービスの提供、そのサービスへのアクセス及びその利用と関連するものであるときは、この規則の適用の日よりも前に締結された契約及びその日の前に獲得された権利に対しても適用される。
2. 2018年6月2日までに、対価の支払いに対して提供されるオンラインコンテンツサービスのプロバイダは、この規則に従い、その日よりも前にオンラインコンテンツサービスの提供に関する契約を締結しているそのプロバイダの加入者が居住する構成国を確認する。

対価の支払いなく提供されるオンラインコンテンツサービスのプロバイダが、第6条に従い、最初にそのサービスを提供する日から2か月以内に、そのプロバイダは、この規則に従い、その日よりも前に

オンラインコンテンツサービスの提供に関する契約を締結しているそのプロバイダの加入者が居住する構成国を確認する。

第10条 見直し

2021年4月2日までに、その後は要請があるときに、欧州委員会は、法的、技術的及び経済的な発展に照らし、この規則の適用を評価し、かつ、欧州議会及び理事会に対し、その報告書を提出する。

第1副項に示す報告書は、就中、新たに開発された技術、工業規格及び実務を考慮に入れた上で、第5条に示す居住する構成国の確認手段の適用を評価し、かつ、必要があるときは、その見直しを検討する。その報告書は、SME及び個人データの保護に対するこの規則の影響に特に注意を払うものとする。欧州委員会は、それが適切なときは、立法提案を添付する。

第11条 最終規定

1. この規則は、EU官報上で公示された翌日から20日目の日に発効する。
2. この規則は、2018年4月1日から適用される。

この規則は、その全体について拘束力があり、かつ、全ての構成国において直接に適用される。

ストラスブールにおいて2017年6月14日に行われた。

欧州議会として
議長 A. Tajani

理事会として
議長 H. Dalli